

沖縄県指定具志川鳥獣保護区  
具志川特別保護地区

指定計画書

平成 27 年 11 月 15 日

沖縄県



## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

具志川特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

沖縄県島尻郡久米島町所在上江洲ダムの最高水位時の湛水域の区域。

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成 27 年 11 月 15 日から平成 47 年 11 月 14 日まで (20 年間)

### (4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### (5) 特別保護地区の指定目的

具志川鳥獣保護区は、沖縄県久米島町北部の大岳、だるま山を含む山間部に位置し、そのほとんどは山地でリュウキュウマツやイタジイ等からなる森林地域となっており、南側には 2 カ所のダム湖が存在する。当該区域のほとんどが県立自然公園の区域となっており、また、中心より東側は保安林となっている。

このような自然環境を反映して、国指定天然記念物であるカラスバトなどを始めとする希少な鳥獣類が確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、特に上江洲ダム湖面は、渡り鳥の中継地・休息地であるとともに、森林性の鳥類の水飲み場として重要な役割を担っていることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 9 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 ha

農耕地 ha

水 面 9 ha

その他 ha

イ 所有者別内訳

国有地 ha

地方公共団体有地	9 ha	}	都道府県有地	ha
			市町村有地等	9 ha

私有地等 ha

公有水面 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 ha

自然公園法による地域	9 ha	特別保護地区	- ha
------------	------	--------	------

特別地域	9 ha
------	------

普通地域	ha
------	----

文化財保護法による地域	ha
-------------	----

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、上江洲ダムの高水位時の湛水域となっている。

###### イ 地形、地質等

当該区域は、ダム湖の湖面であり、水面となっている。

###### ウ 植物相の概要

当該区域は、水面であるため植生は存在しない。

###### エ 動物相の概要

具志川鳥獣保護区でこれまで、リュウキュウコノハズクやヤブサメ、国指定天然記念物に指定されているカラスバトなどの生息が確認されている。特別保護地区ではこれまでガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地・休息地として重要な役割を担ってきた。

平成 25 年度の現地調査により具志川鳥獣保護区において生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり、鳥類 17 科 27 種であり、ほ乳類は 3 科 3 種である。そのうち特別保護地区において観察された鳥類は、6 科 8 種である(表中 印)。

平成 25 年度の現地調査にて確認された鳥獣以外にも、ダイサギ、コサギ、コガモ、ツミ、ハイタカ、バン、オオバン、クサシギ、イソシギ、カワセミ、ヤブサメなどが確認されており、少なくとも 55 種の鳥類の生息が確認されており、ほ乳類ではジャコウネズミ、クビワオオコウモリ、コユビナガコウモリなどが確認されている。

## (2) 生息する鳥獣類

## ア 鳥類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	
ペリカン目	ウ科	カワウ	
コウノトリ目	サギ科	ダイサギ コサギ アオサギ	
カモ目	カモ科	コガモ	
タカ目	タカ科	ミサゴ ツミ ハイタカ	NT NT
ツル目	クイナ科	バン オオバン	
チドリ目	シギ科	クサシギ イソシギ	
ハト目	ハト科	カラスバト キジバト	国天、NT
フクロウ目	フクロウ科	リュウキュウコノハズク	
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	
スズメ目	ツバメ科	リュウキュウツバメ	
	セキレイ科	キセキレイ	
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	
	ツグミ科	ジョウビタキ	
		シロハラ	
	ウグイス科	ヤブサメ	
		ウグイス	
キマユムシクイ			
メジロ科	メジロ		
カラス科	ハシブトガラス		
合計	11 目	17 科	27 種

## イ 哺乳類

目	科	種名ないし亜種名	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	ワタセジネズミ	NT
コウモリ目	キクガシラコウモリ科	オキナワコキクガシラコウモリ	EN
	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ科の一種 (種の同定に至らなかった)	
合計	2 目	3 科	3 種

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。  
国天：国指定天然記念物 特天：国指定特別天然記念物  
レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)  
レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)  
CR：絶滅危惧 A類、EN：絶滅危惧 B類、VU：絶滅危惧 類  
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群  
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少種  
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少種  
特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 3 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

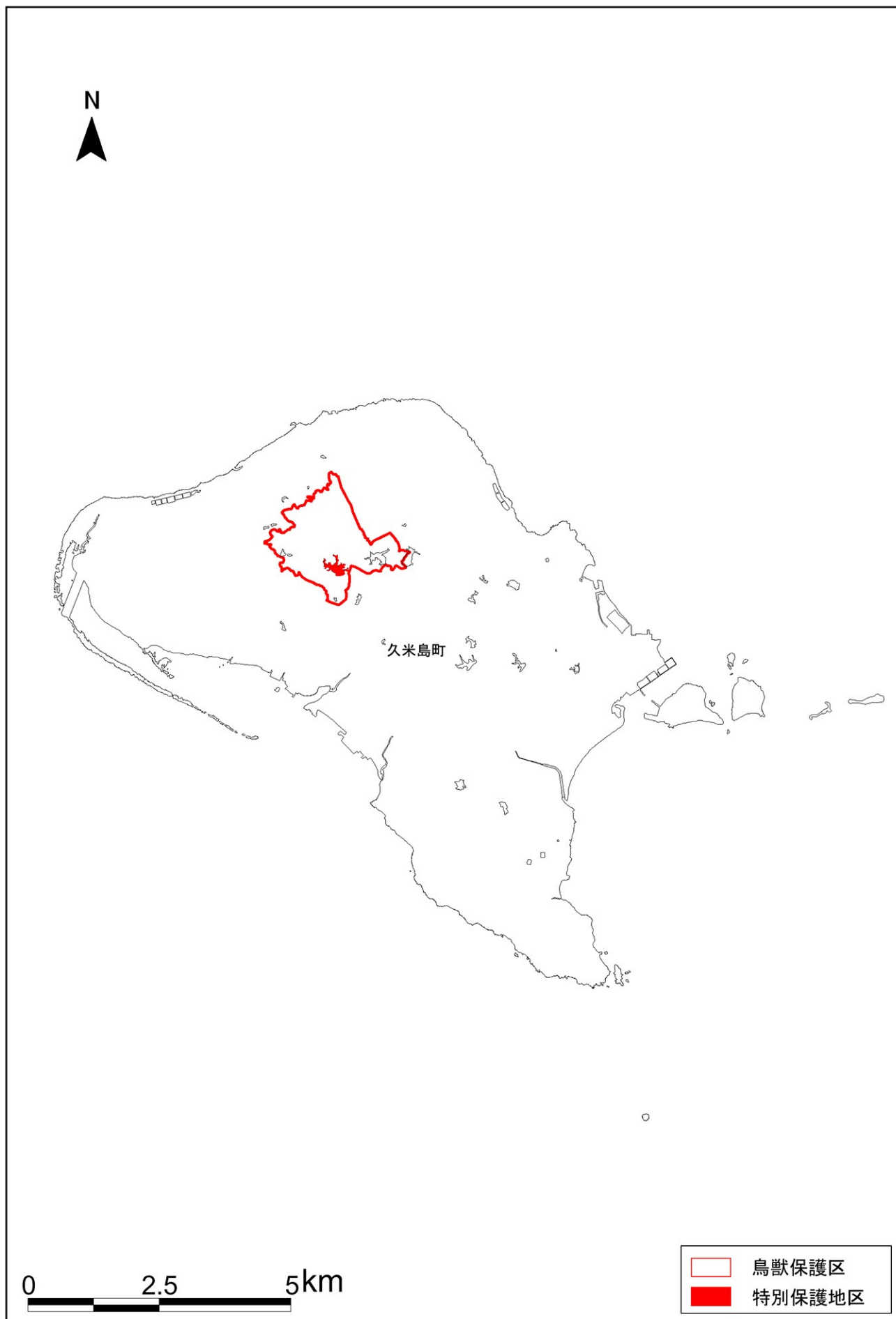
5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

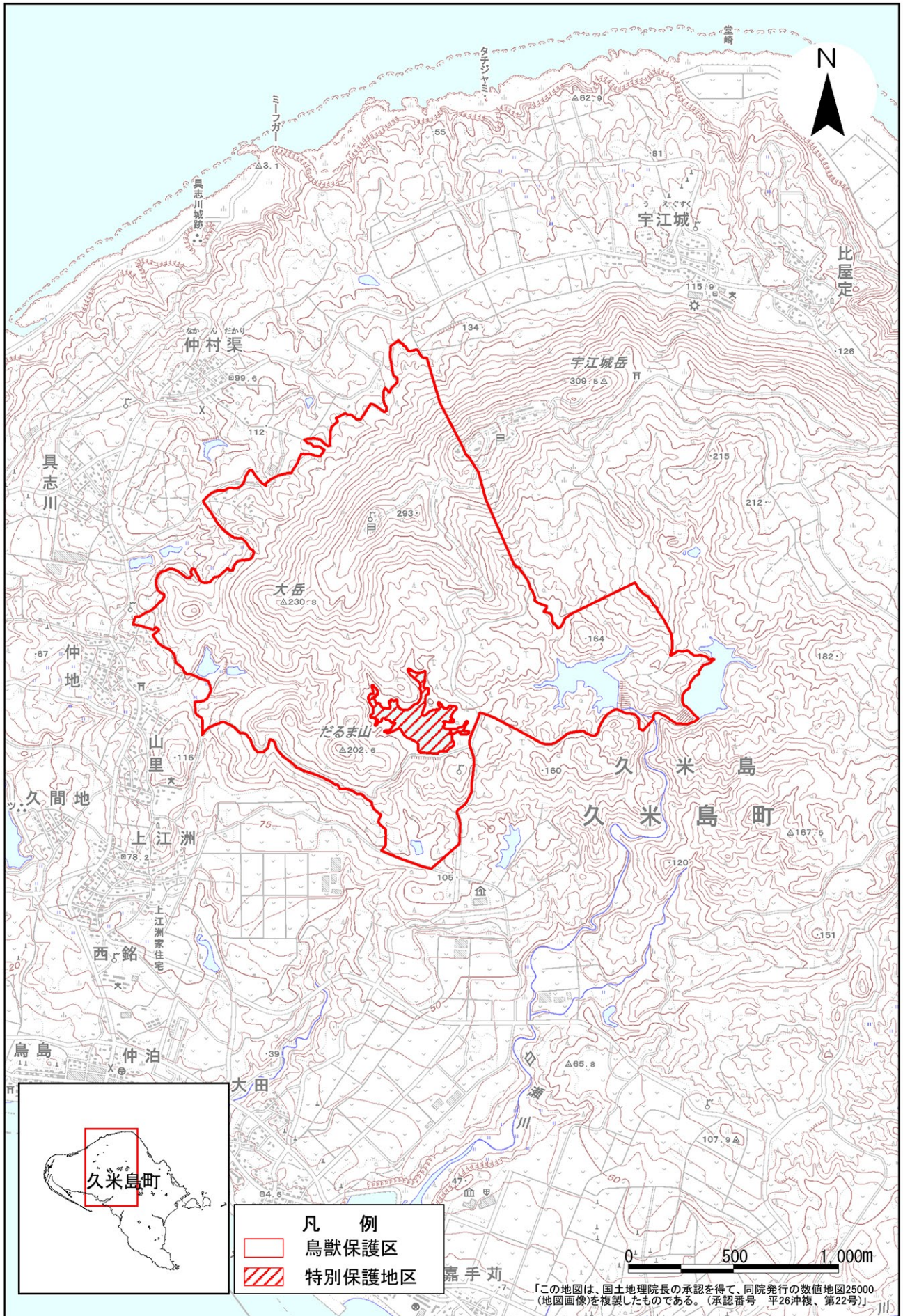
鳥獣保護区制札(特別保護地区用) 2 本

# 沖縄県指定 具志川鳥獣保護区及び同特別保護地区位置図





# 沖縄県指定 具志川鳥獣保護区及び同特別保護地区区域図





# 沖縄県指定具志川特別保護地区区域説明図

